



「ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）」 新規設定および東証上場のお知らせ

ニッセイアセットマネジメント株式会社(社長：大関 洋)は、TOPIX（配当込み）の動きに連動する上場投資信託（ETF）「ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）」＜証券コード：630A＞を新たに設定し、東京証券取引所に上場します。上場は2026年9月8日の予定です。

銘柄名	ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）		
銘柄コード	630A	信託報酬率（税込）	年率0.066%
連動対象指標	TOPIX（配当込み）		
決算回数	年4回	決算日	2・5・8・11月の各9日
NISA	成長投資枠の対象		
設定日	2026年9月7日		
上場日	2026年9月8日		

本商品の詳細については、当社ホームページをご参照ください。

[ニッセイETF TOPIX（年4回決算型）](#)



■ TOPIXについて

- TOPIX（東証株価指数）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。
- TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

■ 投資リスク

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、信託財産の1口当りの純資産額の変動率をTOPIX（東証株価指数）（配当込み）の変動率に一致させることを目標に運用しますので、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- **ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**
- 当ファンドの基準価額の主な変動要因としては、「株式投資リスク」および「流動性リスク」などがあります。

■ その他の留意点

- 次のいずれかに該当する場合は、ファンドを繰上償還します。
 - 受益権が上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - TOPIX（東証株価指数）（配当込み）が廃止された場合
 - TOPIX（東証株価指数）（配当込み）の計算方法の変更等にもなって、委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの約款の変更が受益者による書面決議により否決された場合
- 有価証券への投資等のファンドにかかる取引においては、その取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと（債務不履行）が生じる可能性があります。
- ファンドは、金融商品取引所に上場し同取引所で取引されますが、その取引価格は、同取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は必ずしも一致するものではありません。
- ファンドの信託財産の一部は、委託会社の資金により設定されることがあります。その場合、当該信託財産は、委託会社により換金されることがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

■ ご留意いただきたい事項

＜ご投資にあたっての留意点＞

- 当資料は、ETFに関連する情報および運用状況等についてお伝えすることを目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものです。金融商品取引法等に基づく開示資料ではありません。また、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。

＜ETFに関する留意点＞

- ETFはリスクを含む商品です。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資家の皆様のもとなります。元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ETFは値動きのある有価証券等に投資します（また、外国証券に投資するファンドには為替変動リスクもあります。）ので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ETFは保険契約や金融機関の預金と異なり、保険契約者保護機構、預金保険の対象となりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払い対象にはなりません。
- 株式または金銭の拠出により当ETFの取得（応募、追加設定）をする場合には、販売会社（指定参加者）より必ず投資信託説明書（交付目論見書）をお受け取りになり、内容をご確認の上ご自身でご判断ください。
- ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書（交付目論見書）は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。
- 金融商品取引所における取引価格と当サイト掲載の基準価額は異なります。金融商品取引所における価格情報等については、売買をお申込みになる証券会社にお問い合わせになるか、ETFが上場する金融商品取引所のウェブサイト等をご覧ください。

＜当資料に関する留意点＞

- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なしに変更されることがあります。
- 当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
取得時	取得時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶取得時手数料:取得時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに取得にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
交換時	交換(買取)時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 ●詳しくは販売会社にお問合せください。	▶交換(買取)時手数料:受益権の交換または買取りにかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
交換時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に <u>年率0.066%(税抜0.06%)</u> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。										
		▶運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支払先</th><th>年率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">信託報酬率 (年率・税抜) の配分</td><td>委託会社</td><td>0.04%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.02%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table>		支払先	年率	役務の内容	信託報酬率 (年率・税抜) の配分	委託会社	0.04%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	0.02%
	支払先	年率	役務の内容									
信託報酬率 (年率・税抜) の配分	委託会社	0.04%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価									
	受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。 <株式の貸付けを行った場合> 株式の貸付けを行った場合には、品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受取り、品貸料に <u>55%(税抜50%)以内</u> の率をかけた額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます(当該対価に対応する役務の内容は上記と同様です)。 委託会社と受託会社の配分割合は1:1とします。												

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

随時	その他の費用・手数料	以下の費用は、ファンドからご負担いただきます。 ○監査費用として、日々、ファンドの純資産総額に年率0.0022%(税抜0.002%)をかけた額(ETFは外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用) ○TOPIX(東証株価指数)(配当込み)についての商標(これに類する商標を含みます)の使用料として、日々、ファンドの純資産総額に最大で年率0.033%(税抜0.03%)をかけた額。ただし、年間165万円(税抜150万円)を下回る場合は165万円(税抜150万円)(料率・金額:有価証券届出書提出日現在) ○受益権の上場にかかる次の費用(金額・料率:有価証券届出書提出日現在) ・上場審査料:55万円(税抜50万円) ・新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%) ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%) また、その他の費用・手数料として、以下の費用等もファンドからご負担いただきます。ただし、これらの費用等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払う手数料 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等
----	------------	--

取得申込者または交換申込者が対象指数の構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社である場合、原則として当該発行会社の株式に代えて金銭による取得、または当該株式を除いた有価証券による交換を行うものとします。この場合、次の取扱いとなり、当該株式の時価相当額に委託会社が別に定める率をかけた額が、当該申込者の負担となります。

- ・取得時：信託財産における当該株式の取得に必要な経費として、取得にかかる金銭に加算されます。
- ・交換時：当該株式の売却および信託財産の構成変更に必要な経費として、交換にかかる口数計算において控除されます。

1 ファンドの費用等の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

- 税金 税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		売却時および交換時	
所得 税 および 地方 税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%	所得 税 および 地方 税	譲渡所得として課税 売却時および交換時の差益（譲渡益） に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。
詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号
加入協会:一般社団法人資産運用業協会